平成２８年（フ）第２７５号
大分市大字木上395番地の１
破産者　吉弘　大地
１　決定年月日　平成29年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４１５号
大分市萩原２－２－６　鶴羽ビルⅡ503号、住民票上の住所大分市花津留１丁目13番13―403号（サンパティ花津留）
破産者　小野　真央
１　決定年月日　平成29年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第９号
大分県竹田市久住町大字栢木1442番地
破産者　工藤　拓郎
１　決定年月日　平成29年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２９年（フ）第１号
北海道北見市公園町166番地29　ふれあい@あったかホーム101号、前住所北海道北見市留辺蘂町松山84番地１
破産者　伊藤美江子
１　決定年月日　平成29年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第１６３号
青森県むつ市松森町15番18号
破産者　石田　由理
１　決定年月日　平成29年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１７２８号
横浜市戸塚区前田町506番地14　サニーライフ東戸塚333号、開始決定時の住所横浜市港南区笹下３丁目13番14―306号
破産者　鈴木　博文
１　決定年月日　平成29年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１９３号
横浜市青葉区奈良町2913番地　奈良北団地７棟205号
破産者　加藤　秀樹
１　決定年月日　平成29年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５５２号
神奈川県大和市南林間５丁目８番21号
破産者　小林　兼次
１　決定年月日　平成29年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６８８号
横浜市青葉区たちばな台２丁目15番地１　グリーンヒルズたちばな302号
破産者　藤林　國彦
１　決定年月日　平成29年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６８９号
横浜市青葉区たちばな台２丁目15番地１　グリーンヒルズたちばな302号
破産者　藤林美智子
１　決定年月日　平成29年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３３７号
愛知県安城市美園町薮田55番地　県営依佐美住宅Ｂ―608
破産者　美濃谷秀夫
１　決定年月日　平成29年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３６０号
愛知県岡崎市鴨田町字辻24番地３　メゾン・ド・アンジュ　103
破産者　伊藤健吾こと　廖　　培宏
１　決定年月日　平成29年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第４１号
京都府亀岡市篠町王子上上牧48番地24
破産者　長谷川　研
１　決定年月日　平成29年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第１０号
香川県高松市寺井町291番地１　フォブール寺井103号、申立時の住所香川県高松市国分寺町柏原41番地県住３―203
破産者　愛染　浩子（旧姓岡）
１　決定年月日　平成29年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２６０号
香川県高松市上福岡町797番地11
破産者　小竹　寿典
１　決定年月日　平成29年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１１００号
福岡市東区社領２丁目23番５―201号
破産者　入口ひとみ
１　決定年月日　平成29年３月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１６６号
福岡市博多区諸岡３丁目33番８号
破産者　長崎　勝人
１　決定年月日　平成29年３月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０８８号
福岡市東区馬出４丁目５番15号、前住所福岡市博多区神屋町９番20号
破産者　小笹　幸彦
１　決定年月日　平成29年３月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部